新潟市拉致問題等啓発推進会議の設置について

1 趣旨

令和4年12月議会において、議員提案により、「新潟市拉致問題等啓発推 進条例」が提案・可決され、12月28日に公布・施行された。

拉致問題は、全庁で取り組む必要があり、同条例中第2条第2項では、「市は、前項に規定する啓発を効果的に進めるため、推進体制の充実に努めるものとする。」とされていることからも、庁内における啓発推進体制の強化が求められる。

これに対応するため、全庁を対象とした推進会議を設置し、本市における拉致問題等の啓発事業を推進するものとする。

2 委員構成

· 議長 : 市長

・副議長 : 担当副市長、教育長・事務局長 : 危機管理防災局長・委員 : 部区長以上の職員

· 事務局 : 防災課

3 会議概要

- ・開催頻度は年1回を基本とし、その他必要に応じて随時開催
- 会議内容
 - ① 前年度事業報告
 - ② 当年度事業計画
 - ③ その他

4 設置時期

・「新潟市拉致問題等啓発推進会議設置要綱」は、令和5年1月25日から施 行する。